

設備投資・機械購入などの計画がありませんか

【宇城市企業振興促進条例】による支援

**R6年1月1日から支援内容がアップ！
宿泊施設はさらに手厚く！！**

- 要件：立地協定から最長3年間の合計投資額3億円以上
(※一部施設：5,000万円以上～、※新設時は最長5年)
- 支援：**①設備補助：投資額×2%（宿泊施設は最大5%）**
②用地補助：取得費×30%など
③宿泊施設の固定資産税を3年間免除

【ポイント】
(1)県下トップクラスの用地取得補助
(2)増設、新設どちらでもOK。
(3)雇用の要件などは無し。設備投資のみで対象。

県補助併用の可能性もあり。

他業種も固定資産税が免除や軽減される「特例」もあり。

- 三角町、豊野町、不知火町に所在：500万円以上の投資から可能性あり（過疎法、半島振興法）
- 1億円以上の投資から可能性あり（地域未来投資促進法）

【中小企業経営強化法に基づく先端設備等導入計画】による支援

R5年4月1日から支援内容に変更がありました

計画認定を受けると、**固定資産税が3年間、1/2に軽減**される場合があります。また、計画内に従業員に対する賃上げ方針の表明を記載した場合、以下の期間に限り1/3に軽減される場合があります。

- ・令和6年3月31日までに取得した設備：5年間
- ・令和7年3月31日までに取得した設備：4年間

①機械装置(160万円以上)、②測定工具及び検査工具(30万円以上)、③器具備品(30万円以上)、④建物附属設備(60万円以上)が対象で、生産性向上などの要件あり。

商工会や税理士など（認定経営革新等支援機関）から聞いて申請される会社も

建設業

農業

ショベル、ホイールローダ、発電機など

小売業

サービス業

自動釣銭機、包装機、レジスターなど

製造業

製造設備、検査装置、計測器、ロボット、生産管理システムなど

これまでの事例
50社以上が活用

- ・発行日：令和6年1月1日
- ・記載内容は、令和6年1月1日現在のものです。

問い合わせ

宇城市 市長政策部 地域振興課
TEL:0964-32-1906